特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	地方税の収滞納管理に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伊勢市は、地方税の収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
伊勢市長

公表日
令和5年12月4日

［平成30年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収滞納管理に関する事務
②事務の内容	地方税、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、地方税の収納・滞納情報の管理、消込み・滞納整理・過誤納の処理等に関する事務を行う。 ①地方税の収納、還付、充当等に関する事務 ②口座情報の管理、照会、異動、振替処理に関する事務 ③滞納整理に関する事務に関する事務 ④督促・催告等の処理に関する事務 ⑤納税証明書の発行に関する事務
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収滞納管理システム
②システムの機能	①対象者の納付情報の管理・照会及び賦課情報を照会する。 ②対象者の滞納整理状況・交渉記録・執行停止・欠損等を管理照会する。 ③納税義務者等へ納付書を再発行する。 ④期日までに納付されない納税義務者に対して、督促状・催告状等の各種文書の出力を行う。 ⑤滞納処分・交付要求の帳票発行 ⑥過誤納のある納税義務者に対して、還付・充当処理を行う。 　還付先口座に公金受取口座の利用を希望する場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会する。 ⑦対象者の口座振替の管理・照会を行う。 ⑧納税証明書を発行する。 ⑨各種統計情報の作成
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 国民健康保険システム、子育て支援システム　）
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合DB及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　( )

システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号との紐付けを行い、既存業務システムと中間サーバーとの間で特定個人情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他　(中間サーバー、介護保険システム、後期高齢者医療システム)

システム4	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	住民、住登外者、共有者、事業所などの宛名情報を管理する。 住登外者などの宛名情報を登録、更新する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療など各業務システム ）

3. 特定個人情報ファイル名

1. 収納情報ファイル、2. 滞納情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第3条第1項から第3項まで ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8項　別表第二 (1)情報照会の根拠 第27の項 (2)情報提供の根拠 なし（地方税の収滞納管理に関する事務においては、情報提供の対象外） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 なし（地方税の収滞納管理に関する事務においては、情報提供の対象外）

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部収納推進課
②所属長の役職名	収納推進課長

7. 他の評価実施機関

－

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名		
1．収納情報ファイル		
2．基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		伊勢市市税の納税義務者、納税管理人及びその関係人
	その必要性	賦課情報に基づいた納税義務者に対する収納管理業務及び納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務のために必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　公金受取口座情報　）
	その妥当性	①個人番号、その他識別情報（内部番号）、4情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ②その他住民票関係情報、連絡先、地方税関係情報は、市税の収納及び滞納状況を管理し、それに基づき対象者に対し、納税証明書の発行や過誤納金の還付、督促・催告及び滞納整理等のために保有する。 ③公金受取口座情報：過誤納金の還付先口座とするため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		総務部収納推進課、課税課、各総合支所生活福祉課、各支所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 総務部課税課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 税務署等 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 各市区町村、県税事務所等 ） [○] 民間事業者　（ 金融機関、生命保険等の事業者、給与等支払者 ） [○] その他　（ 滞納整理に必要な関係人 ）
②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール　[ ] 専用線　[○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他　（ ）
③使用目的 ※		過誤納金の還付・充当の通知、督促状等の発行、再発納付書の発行、納税証明書の発行、滞納者の状況の調査・確認及び滞納整理を行うため。
④使用の主体	使用部署	総務部収納推進課、課税課、各総合支所生活福祉課、各支所
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		1.収納管理事務 ・収納状況の管理、督促状の発送、申請に基づく口座振替事務を行う。 2.還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を発送する。 ・還付先口座に公金受取口座の利用を希望する場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会し、還付処理を行う。 3.納税証明書発行 ・交付申請のあったものについて、収納状況を確認のうえ、納税証明書を発行する。 4.滞納整理事務 ・滞納者の財産調査を実施し、記録する。 ・滞納者の滞納整理状況を管理し、各種通知書等を作成する。 ・誓約があったものについて、履行状況を管理する。
	情報の突合	本人特定のため、内部番号等を使用し、賦課情報の氏名・住所等と突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		収滞納システムの保守業務委託
①委託内容		収滞納システムの保守業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		

委託事項2		滞納者の地方税関係情報データ変換業務委託
①委託内容		収滞納管理システムから抽出した滞納者の地方税関係情報を提供先システム用にデータ変換する。
②委託先における取扱者数		[　　10人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
再委託	⑥再委託事項	
再委託	⑤再委託の許諾方法	
5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている　（　1 ）件　[　] 移転を行っている　（　）件 [　] 行っていない
提供先1		三重地方税管理回収機構
①法令上の根拠		番号法第19条第8号　別表第二の27の項
②提供先における用途		滞納者の滞納整理
③提供する情報		収滞納管理システムから抽出した滞納者の地方税関係情報。
④提供する情報の対象となる本人の数		[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		滞納者のうち、市での滞納整理が困難なもの。
⑥提供方法		[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度		4月・6月・10月頃（移管準備が完了後）。

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室（入退室管理有）内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している ＜中間サーバー・プラットホームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットホームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

－

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
2. 滞納情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		伊勢市市税の納税義務者、納税管理人及びその関係人
	その必要性	賦課情報に基づいた納税義務者に対する収納管理業務及び納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務のために必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	①個人番号、その他識別情報（内部番号）、4情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ②その他住民票関係情報、連絡先、地方税関係情報は、市税の収納及び滞納状況を管理し、それに基づき対象者に対し、納税証明書の発行や過誤納金の還付、督促・催告及び滞納整理等のために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		総務部収納推進課、課税課、各総合支所生活福祉課、各支所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 総務部課税課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 税務署等 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 各市区町村、県税事務所等 ） [○] 民間事業者 （ 金融機関、生命保険等の事業者、給与等支払者 ） [○] その他 （ 滞納整理に必要な関係人 ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		過誤納金の還付・充当の通知、督促状等の発行、再発納付書の発行、納税証明書の発行、滞納者の状況の調査・確認及び滞納整理を行うため。
④使用の主体	使用部署	総務部収納推進課、課税課、各総合支所生活福祉課、各支所
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1.収納管理事務 ・収納状況の管理、督促状の発送、申請に基づく口座振替事務を行う。 2.還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を発送する。 3.納税証明書発行 ・交付申請のあったものについて、収納状況を確認のうえ、納税証明書を発行する。 4.滞納整理事務 ・滞納者の財産調査を実施し、記録する。 ・滞納者の滞納整理状況を管理し、各種通知書等を作成する。 ・誓約があったものについて、履行状況を管理する。 ・徴収権の時効等を管理する。
	情報の突合	本人特定のため、内部番号等を使用し、賦課情報の氏名・住所等と突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		収滞納システムの保守業務委託
①委託内容		収滞納システムの保守業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		

委託事項2		滞納者の地方税関係情報データ変換業務委託
①委託内容		収滞納管理システムから抽出した滞納者の地方税関係情報を提供先システム用にデータ変換する。
②委託先における取扱者数		[　　10人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社　松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
再委託	⑥再委託事項	
再委託	⑤再委託の許諾方法	
5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている　（　1 ）件　[　] 移転を行っている　（　）件 [　] 行っていない
提供先1		三重地方税管理回収機構
①法令上の根拠		番号法第19条第8号　別表第二の27の項
②提供先における用途		滞納者の滞納整理
③提供する情報		収滞納管理システムから抽出した滞納者の地方税関係情報。
④提供する情報の対象となる本人の数		[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		滞納者のうち、市での滞納整理が困難なもの。
⑥提供方法		[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度		4月・6月・10月頃（移管準備が完了後）。

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室（入退室管理有）内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している ＜中間サーバー・プラットホームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットホームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

－

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（1）収納情報ファイル
①識別情報
　1．個人番号、2．宛名番号
②連絡先情報
　1．氏名、2．性別、3．生年月日、4．住所、5．電話番号、6．世帯番号、7．続柄、8．世帯主氏名、9．送付先情報、10．振替口座情報
③業務関係情報
　1．調定額、2．収納額、3．延滞金額、4．還付情報、5．滞納者情報、6．折衝経過情報、7．滞納処分情報、8．執行停止情報、9．不納欠損情報、10．財産情報

（2）滞納情報ファイル
①識別情報
　1．個人番号、2．宛名番号
②連絡先情報
　1．氏名、2．性別、3．生年月日、4．住所、5．電話番号、6．世帯番号、7．続柄、8．世帯主氏名、9．送付先情報、10．振替口座情報
③業務関係情報
　1．調定額、2．収納額、3．延滞金額、4．還付情報、5．滞納者情報、6．折衝経過情報、7．滞納処分情報、8．執行停止情報、9．不納欠損情報、10．財産情報

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
1．収納情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	窓口（納税証明）においては、届出内容や本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 システムへの入力後に入力内容の再確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザID及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴（ログ）を記録する。 ・操作権限の設定を行なう。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・個人情報保護および情報セキュリティに関する研修において、業務外利用の禁止等について、指導を徹底する。 ・他市町村や、行政機関において発生したセキュリティ事故等について、掲示を行うなど、本市での発生を防止する。 ・バックアップ以外にファイルを複製できないようにシステムで制御を行っている。 ・作業において作成された個人情報を含むファイルデータにおいては、バックアップを残すが、必要な処理以外ではプリントアウト等出力しない。出力した場合は業務時間外は鍵付き書庫等で施錠し、紛失や情報漏えいのないように管理している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回（従事者等に変更があった場合はその都度）行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　再委託していない　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	－
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき運用を行う。
その他の措置の内容		提供先においても法令による厳密な規定があることから、適切に運用されているものと考えている。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・提供・移転を行う場合、どの職員がどの特定個人情報ファイルにアクセスしたか全てを記録する仕組みとなっている。 ・庁舎内連携システムを利用した情報の移転については、全システムにより連携が自動化されているため、不正な操作を行うことはできず、連携の結果についてはログやデータタイムスタンプにて記録されている。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	―	
再発防止策の内容	―	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、新規担当者を中心に年1回特定個人情報にかかる安全管理研修会を実施しており、未受講者に対しては、所属の他の参加者による説明や研修資料の提供によりフォローアップを行う。 ・e-ラーニングや庁外で研修会を活用し、教育と啓発に努めている。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

10. その他のリスク対策

・特定個人情報を取り扱う事務に関しては、担当者の指定を各所属で実施し、また事務のフロー図を作成している。
・取扱規程に漏えい等があった場合の報告方法を規定している。
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
2．滞納情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	窓口（納税証明）においては、届出内容や本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 システムへの入力後に入力内容の再確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザID及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴（ログ）を記録する。 ・操作権限の設定を行なう。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・個人情報保護および情報セキュリティに関する研修において、業務外利用の禁止等について、指導を徹底する。 ・他市町村や、行政機関において発生したセキュリティ事故等について、掲示を行うなど、本市での発生を防止する。 ・バックアップ以外にファイルを複製できないようにシステムで制御を行っている。 ・作業において作成された個人情報を含むファイルデータにおいては、バックアップを残すが、必要な処理以外ではプリントアウト等出力しない。出力した場合は業務時間外は鍵付き書庫等で施錠し、紛失や情報漏えいのないように管理している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回（従事者等に変更があった場合はその都度）行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　再委託していない　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	－
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき運用を行う。
その他の措置の内容		提供先においても法令による厳密な規定があることから、適切に運用されているものと考えている。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・提供・移転を行う場合、どの職員がどの特定個人情報ファイルにアクセスしたか全てを記録する仕組みとなっている。 ・庁舎内連携システムを利用した情報の移転については、全システムにより連携が自動化されているため、不正な操作を行うことはできず、連携の結果についてはログやデータタイムスタンプにて記録されている。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	―	
再発防止策の内容	―	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、新規担当者を中心に年1回特定個人情報にかかる安全管理研修会を実施しており、未受講者に対しては、所属の他の参加者による説明や研修資料の提供によりフォローアップを行う。 ・e-ラーニングや庁外で研修会を活用し、教育と啓発に努めている。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

10. その他のリスク対策

・特定個人情報を取り扱う事務に関しては、担当者の指定を各所属で実施し、また事務のフロー図を作成している。
・取扱規程に漏えい等があった場合の報告方法を規定している。
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒516-8601　三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課　電話：0596-21-5521
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒516-8601　三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部収納推進課　電話：0596-21-5536
②対応方法	問い合わせ時の対応について、記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月22日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	―
②実施日・期間	―
③主な意見の内容	―
3．第三者点検【任意】	
①実施日	―
②方法	―
③結果	―

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月16日	Ⅲリスク対策、Ⅲリスク対策(2) 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	・委託業務の着手にあたり、従事者等の個人情報保護に関する誓約書を、委託者に提出しなければならない。この場合において、記名は本人の直筆でなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用あることを周知するものとする。	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第32条から第37条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	事前	
平成28年8月22日	Ⅰ(基本情報) 6（評価実施機関における担当部署） ①部署	総務部収税課	総務部収納推進課	事前	事後に事足りるものを任意に事前提出
平成28年8月22日	Ⅰ(基本情報) 6（評価実施機関における担当部署） ②所属長	収税課長　藤井良輝	収納推進課長　藤井良輝	事前	事後に事足りるものを任意に事前提出
平成28年8月22日	Ⅱ（特定個人情報ファイルの概要）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 2（基本情報） ⑥事務担当部署	総務部収税課、課税課、各総合支所生活福祉課、各支所	総務部収納推進課、課税課、各総合支所生活福祉課、各支所	事前	事後に事足りるものを任意に事前提出
平成28年8月22日	Ⅱ（特定個人情報ファイルの概要）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 3（特定個人情報の入手・使用） ④使用の主体 使用部署	総務部収税課、課税課、債権回収対策室、各総合支所生活福祉課、各支所	総務部収納推進課、課税課、各総合支所生活福祉課、各支所	事前	事後に事足りるものを任意に事前提出
平成28年8月22日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 4（特定個人情報ファイルの取扱いの委託）委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定　規定の内容	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第32条から第37条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条までの規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	事前	事後に事足りるものを任意に事前提出

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月22日	Ⅳ（開示請求、問合せ） 2（特定個人情報ファイルに関する問い合わせ） ①連絡先	〒516-8601　三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 総務部収税課　電話：0596-21-5536	〒516-8601　三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 総務部収納推進課　電話：0596-21-5536	事前	事後に事足りるものを任意に事前提出
平成29年10月3日	I.（関連情報） 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	・番号法第9条第1項　別表第一　第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第3条第1項から第3項まで	事後	法令の題名等の形式的な変更
平成29年10月3日	I.（関連情報） 5. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項　別表第二　第27、28項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20、21条	・番号法第19条第7項　別表第二 (1)情報照会の根拠 第27の項 (2)情報提供の根拠 なし（地方税の収滞納管理に関する事務においては、情報提供の対象外） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 なし（地方税の収滞納管理に関する事務においては、情報提供の対象外）	事後	法令の題名等の形式的な変更
令和1年6月18日	I(基本情報) 6（評価実施機関における担当部署） ②所属長	収納推進課長　藤井良輝	収納推進課長	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ．関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	Ⅰ．関連情報 7．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ．リスク対策	なし	項目追加	事後	様式改正による
令和2年11月30日	Ⅰ．基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、地方税の収納・滞納情報の管理、消し込み・滞納整理・過誤納の処理等に関する事務を行う。	地方税、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、地方税の収納・滞納情報の管理、消込み・滞納整理・過誤納の処理等に関する事務を行う。	事後	字句修正
令和2年11月30日	Ⅰ．基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム3　②システムの機能	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号とのひも付けを行い、既存業務システムと中間サーバーとの間で特定個人情報の連携を行う。	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号との紐付けを行い、既存業務システムと中間サーバーとの間で特定個人情報の連携を行う。	事後	字句修正
令和2年11月30日	Ⅱ（特定個人情報ファイルの概要）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 3．特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	過誤納金の還付・充当の通知、督促状等の発行、再発納付書の発行、納税証明書の発行、滞納者の状況の調査・確認及び滞納整理を行なうため。	過誤納金の還付・充当の通知、督促状等の発行、再発納付書の発行、納税証明書の発行、滞納者の状況の調査・確認及び滞納整理を行うため。	事後	字句修正
令和2年11月30日	Ⅱ（特定個人情報ファイルの概要）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1.収納管理事務 ・収納状況の管理、督促状の発送、申請に基づく口座振替事務を行なう。 2.還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行ない、通知書を発送する。	1.収納管理事務 ・収納状況の管理、督促状の発送、申請に基づく口座振替事務を行う。 2.還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を発送する。	事後	字句修正

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅱ（特定個人情報ファイルの概要）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 6（特定個人情報の保管・消去） 保管場所	電子錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 部屋への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。	電子錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 部屋への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。 ＜中間サーバー・プラットホームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットホームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載追加
令和2年11月30日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 2（特定個人情報の入手） リスクに対する措置の内容	窓口（納税証明）においては、届出内容や本人確認を行なうことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 システムへの入力後に入力内容の再確認を行なう。	窓口（納税証明）においては、届出内容や本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 システムへの入力後に入力内容の再確認を行う。	事後	字句修正
令和2年11月30日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 2（特定個人情報の入手） その他のリスク及びそのリスクに対する措置	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザID及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	事後	記載追加

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 3（特定個人情報の使用） その他のリスク及びそのリスクに対する措置	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	・個人情報保護および情報セキュリティに関する研修において、業務外利用の禁止等について、指導を徹底する。 ・他市町村や、行政機関において発生したセキュリティ事故等について、掲示を行うなど、本市での発生を防止する。 ・バックアップ以外にファイルを複製できないようにシステムで制御を行っている。 ・作業において作成された個人情報を含むファイルデータにおいては、バックアップを残すが、必要な処理以外ではプリントアウト等出力しない。出力した場合は業務時間外は鍵付き書庫等で施錠し、紛失や情報漏えいのないように管理している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	事後	記載追加
令和2年11月30日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 5（特定個人情報の提供・移転） その他のリスク及びそのリスクに対する措置	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	・提供・移転を行う場合、どの職員がどの特定個人情報ファイルにアクセスしたか全てを記録する仕組みとなっている。 ・庁舎内連携システムを利用した情報の移転については、全システムにより連携が自動化されているため、不正な操作を行うことはできず、連携の結果についてはログやデータタイムスタンプにて記録されている。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	事後	記載追加

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル ６（情報提供ネットワークシステムとの接続） リスク1：目的外の入手が行われるリスクのリスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	記載修正

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル ６（情報提供ネットワークシステムとの接続） リスク2：不正な提供が行われるリスクのリスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	記載修正

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル ９（従業員に対する教育・啓発） 具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。	・職員に対しては、新規担当者を中心に年１回特定個人情報にかかる安全管理研修会を実施しており、未受講者に対しては、所属の他の参加者による説明や研修資料の提供によりフォローアップを行う。 ・e-ラーニングや庁外で研修会を活用し、教育と啓発に努めている。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事後	記載修正・追加
令和2年11月30日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル １０（その他のリスク対策）	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	・特定個人情報を取り扱う事務に関しては、担当者の指定を各所属で実施し、また事務のフロー図を作成している。 ・取扱規程に漏えい等があった場合の報告方法を規定している。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	事後	記載追加
令和2年11月30日	Ⅴ（評価実施手続）１．基礎項目評価①実施日	平成27年2月13日　時点	令和2年7月22日　時点	事後	時点修正
令和3年8月31日	Ⅰ．基本情報 ５．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第１９条第７号	番号法第１９条第８号	事前	
令和3年8月31日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要・収納情報ファイル ５．特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	番号法第１９条第７号	番号法第１９条第８号	事前	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要・滞納情報ファイル 5．特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年1月6日	Ⅰ．基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	追加記載	還付先口座に公金受取口座の利用を希望する場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会する。	事前	
令和5年1月6日	Ⅰ．基本情報 4．個人番号の利用 法令上の根拠	追加記載	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号	事前	
令和5年1月6日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要・収納情報ファイル 2．基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[　]その他（　　）	[○]その他（公金受取口座情報）	事前	
令和5年1月6日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要・収納情報ファイル 2．基本情報 ④記録される項目 その妥当性	追加記載	③公金受取口座情報：過誤納金の還付先口座とするため。	事前	
令和5年1月6日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要・収納情報ファイル 2．特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	追加記載	還付先口座に公金受取口座の利用を希望する場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会し、還付処理を行う。	事前	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要・収納情報ファイル・滞納情報ファイル 6．特定個人情報の保管・消去 保管場所	電子錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 部屋への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。	本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室（入退室管理有）内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している	事前	
令和5年12月4日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 4（特定個人情報ﾌｧｲﾙの取扱いの委託） 委託契約書中の特定個人情報ﾌｧｲﾙの取扱いに関する規定　規定の内容	個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条までの規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。	事後	
令和5年12月4日	Ⅲ（リスク対策）収納情報ファイル・滞納情報ファイル 5（特定個人情報ﾌｧｲﾙの提供・移転） 特定個人情報の提供・移転に関するルール　ルールの内容及びルール遵守の確認方法	伊勢市個人情報保護条例及び番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき運用を行う。	番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき運用を行う。	事後	
令和5年12月4日	Ⅳ（開示請求、問合せ） 1（特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求） ①請求方法	伊勢市個人情報保護条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	